

決済・商流情報連携（金融EDI連携）基盤整備委員会

第3回議事録

決済・商流情報連携（金融EDI連携）基盤整備委員会

第3回 議事次第

日時：平成30年11月29日（木）14：00～16：00

場所：経済産業省別館 944共用会議室

1. 開会

- (1) 中小企業庁挨拶
- (2) 委員長挨拶

2. 事業進捗の報告

- (1) 事業の全体スケジュール
- (2) 部会等実施状況の報告
 - ① 実証・技術調査部会報告
 - ② 普及調査部会報告

3. 決済・商流情報連携基盤のデモンストレーション

- (1) 豊田・静岡プロジェクト
- (2) 北海道プロジェクト

4. 討議

- (1) 普及・実証を見据えた意見等

5. 閉会

【決定事項・内容】

- ✓ 全国銀行協会から会員金融機関に配付いただいた条文例について課題等がないかを早急に各プロバイダ及び金融機関に確認し、課題等が発生している場合は全国銀行協会に相談しながら進めさせて頂く
- ✓ 豊田・静岡モデルプロジェクトは同一プロバイダ名義の口座同士での資金移動で実証検証を行うこととする
- ✓ 普及計画を検討する際は中小企業だけではなく、小規模事業者もスコープに入れた検討を行う
- ✓ 事業進捗の報告内容について承認頂いた
- ✓ 次回開催は2019年3月頃に開催予定
以下、詳細は【議事内容】参照

【配付資料】

資料1：議事次第

資料2：第3回決済・商流情報連携（金融 EDI 連携）基盤整備委員会 進行資料

資料3：豊田・静岡連携プロジェクト デモ概要

資料4：北海道モデルプロジェクト デモ概要

【議事内容】

1. 開会

(1) 中小企業庁挨拶 師田 晃彦 課長

皆様、こんにちは。お世話になっております、中小企業庁の師田でございます。本日はお忙しい中、第3回整備委員会にご参集いただきありがとうございます。

ご承知の通り、金融 EDI との連携実証である本事業は鳴り物入りでスタートしまして、本年度も半分以上が経過、これからまさに成果を出していく段階になってまいりました。そんな中、私のほうから本日は3つお話申し上げたいと思います。

まず1つめは、事業進捗でございまして、ご承知の通り4つのモデルプロジェクトを採択して本事業を推進しております。電代業登録および金融機関との電代業に係る契約手続きを行うことで金融機関とのデータ連携が実現できるわけですが、現場では金融機関との連携の手続き、具体的には電代業に係る契約締結が若干遅れ気味という報告を受けております。我々としても出来る限りサポートしたいと思っておりますが、是非とも金融機関、全国銀行協会、金融庁のご支援お力添えも賜りながらプロジェクトが進捗できるようお知恵を拝借できればと思っております。

2つめは普及計画に関して。昨年度、商流 EDI は成果を出し、本年度は普及フェーズとして本事業と並行して進めておりますが、本事業においても今後の普及を見据えた計画検討は重要なミッションであると思っております。こちらについては、例えば認定制度など色々とアイデアもあるかと思っておりますが、このような EDI 自体の普及計画についても是非ご知恵をいただきたいと思っております。

最後に3つめですが、本事業はあくまで実証事業ですので実証事業の成功が最終目的ではないと思っております。将来の実用化を見据えた場合、実証事業の中で出てきた課題があればそれを明らかにし、その対策を検討することが大事だと思っております。このように、将来の実用化を見据えて取り組んでいただくことに力点を置いたプロジェクト運営をはかっていただければと思っております。

以上の点について皆さまのご指導を頂きながら進めていただきたいと思いますと思っておりますので、本日もよろしく願いいたします。

(2) 委員長挨拶

皆様、こんにちは。お忙しいところご参集いただきありがとうございます。先ほど、師田課長から3つの視点ということでお話いただきましたが、私もまさにその通りであると思っております。

中小企業の IT 化による業務効率化、さらにその後の攻めの IT 化に結び付けていくためには、昨年度実施した中小企業共通 EDI、そして今回の実証事業である金融 EDI を推進することがその可能性を広げてくれるものだと思っております。また、来年に

は消費増税も控えており幾つかの還元政策が検討されております。その中のひとつとしてキャッシュレス決済も議論がなされておりますが、こちらは吉と出るか凶と出るかに注目しております。場合によっては、これを機に事業をやめてしまおうという事業者も出てくるかも知れませんが、この機に IT 化に取り組んでみようという事業者も出てくると思っております。その際に IT 化、もしくは EDI 化が便利で役に立つと感じてもらえるようになっていくことが中小企業の更なる維持、成長、発展に繋がっていくのではないかと考えております。

そういった観点からも、本事業で顕在化した課題はこのような中小企業にとっても同じように解決しなければならない問題になってくると考えておりこの委員会でそれを検討し多くの中小企業が中小企業共通 EDI ならびに金融 EDI にスムーズに取り組むことが出来るような環境づくりに繋がっていけばよいなと思っております。

本日もよろしくお願いたします。

2. 事業進捗の報告

(1) 事業の全体スケジュール

(2) 部会等実施状況の報告

※「資料 2：第 3 回決済・商流情報連携（金融 EDI 連携）基盤整備委員会 進行資料」に基づき、菅又実証・技術調査部会長、松島普及調査部会長、事務局より説明。

[質疑応答/意見]

①実証・技術調査部会報告

条文例の提供について

○師田課長

全国銀行協会から会員に向けて条文例が配布されたとのことであるが、今後どのような進め方を想定しているのか。おそらく、モデルプロジェクトが各金融機関と個別に契約条件などについて調整すると想定しているが、この進め方では契約締結までに時間が掛かり、事業で必要なタイミングに契約締結が間に合うかどうかを懸念している。事務局として具体的な支援を検討しているのであれば教えて欲しい

○事務局

ご認識の通り各モデルプロジェクトが金融機関と個別に契約締結に向けた対応を行うものであると認識している。事務局はプロジェクトに対して相談窓口にはなり得るが、個別契約内容にまで踏み込んだ支援は困難であるため、モデルプロジェクトから挙がってくる課題を吸い上げ、全国銀行協会にも相談させていただきながら支援したいと考えている。

○委員 A

条文例の配付先は金融機関のみなのか（事務局やモデルプロジェクトには配付されていないのか）

○委員 B

ご認識の通り、今回は全国銀行協会の会員に向けた配付である。

○師田課長

その場合、モデルプロジェクトからは「全国銀行協会から条文例が届いていると思うが」という程度の会話しか出来ず、中身について議論できないのではないのか。本事業における契約締結もモデルプロジェクト（プロバイダ）にもメリットがあるような、実用化に即した形で進める必要があると考えており、このような状況ではやはり契約締結までに時間が掛かるのではないかを危惧している。

○岡田委員長

条文例が金融機関に配付されたということなので、プロバイダの立場から契約するためにどのような課題があるのかを早急に確認いただき、課題に挙げていただくことが必要と考える。ひいては、普及にむけた今後の課題としても示すことが出来るのではないか。先ほど事務局からも発言があったように、事務局としてはまずはモデルプロジェクトが各金融機関と調整いただき、その結果として挙がってきた課題を整理することが必要であると考えている。

○委員 C

銀行法で要請されている内容の解釈が難しいところがある。当社のようにオンプレパッケージで ZEDI 接続している場合について関東財務局に確認したところ、電代業にあたらなとの回答があった。

銀行法を改めて確認すると、加工された情報であっても再利用している場合は電代業の登録が必要なのではないかと思っていたがどうもそうではないということらしい。このように、非常に対応が難しいと思っている。

また、電代業登録した後の話としては、金融機関と電代業に係る契約を締結する必要があるわけだが、例えば当社の場合は 1,300 もの金融機関とのお付き合いがありこれら全ての金融機関と契約締結するのかという話になる。いわゆるみなし電代業者には 2 年間の猶予が与えられているがその間にこの数の契約締結を現実的に行えるのかという状況。既に電代業登録し先行している企業も幾つかあるが、そうでない企業はこれから自社のサービスが電代業に該当するかを確認し、関係する各金融機関と電代業に係る契約締結を行う必要があり、非常に手間が掛かるのではないか。これをクリアするため、全国銀行協会に音頭を取ってもらい、例えば何かしらの標準的な要件を満たせば金融機関と接続できるなどの対策を取らないと広がっていかないのではないかと危惧している。もちろんリスクを

鑑みると現状のやり方は理解できるが、今のままでは先ほど述べたような課題が出ることは分かりきっているので皆さんの力を借りてより良い方法について検討できればと思っている。

○岡田委員長

非常に貴重なご意見。オンプレかクラウドかで扱いが異なってくるということ。本事業はクラウドがポイントになっていると思うので、そういう意味ではやはり電業登録および金融機関との電業に係る契約が必要になってくる。ここをいかにスムーズに進められるかが焦点になると思っている。このあたりを、是非皆さんと一緒に検討して進められればと思っている。

普及を見据えた課題について

○委員 D

電業登録および金融機関との契約締結の手続きが煩雑であるがゆえに中小企業が検討できないということであれば参入障壁になりかねないと考えているため、中小ベンダーも参入出来るような簡素化が必要ではないかと考えている。

○委員 E

先ほど中小ベンダーの参入障壁に関して言及があったが、そこは同意。電子決済等代行業は新しい取り組みであり、様々な事業者が参画を希望してくる中で金融機関が慎重な姿勢になるのは理解できるが、開始するにあたり登録の煩雑さが参入障壁になってはいけない。

一方で、実績として金融庁などの協力を得ながら登録事業者数は着実に増えてきている。このように、やる気のある事業者は様々な所と協力しながら進めていけばよいと考えており、徐々に出来てきている感触を持っている。Fintech 協会としても引き続きサポートできるのであればご相談いただければ支援したいと考えている。

同一企業間での資金移動による実証検証について

○委員 A

本事業に参加している受注企業および発注企業が実際に取引している金融機関に対し、プロバイダ企業の口座をそれぞれ作成することで、両口座間での資金移動を伴う実証検証を行うということか

○事務局

その通りである。豊田・静岡モデルプロジェクトでは複数の金融機関が実証検証に参画表明しており、それぞれの金融機関にプロバイダ企業の口座を作り、これら口座間で資金移動することで実証検証を行うことを想定している

○岡田委員長

豊田・静岡モデルプロジェクトにおいては同一プロバイダ名義の口座間での資金移動で実証検証を行うことで承認頂けたため、そのように進めさせていただく

②普及調査部会報告

説明会後のアンケート結果について

○委員 F

説明会でのアンケート結果について事務局より報告があったが、そもそもの話として開催地が各都道府県の主要都市に限られていたと思っている。説明会に参加した企業はおそらく社内の IT 化もそれなりに進んでいる、もしくは検討できている企業だったと推察する。このような企業はリーディングカンパニーとして普及において一定の役割は果たしてくれると考えている。

一方で、特に IT 化が遅れている小規模事業者をこのような流れの中にどう巻き込んでいけるのかを考えないといけない。本実証が終わった後は普及フェーズに移行すると理解しているが、その際はこのような IT 化が遅れている小規模事業者の巻き込みが必ず障壁になってくると考えているため、今後検討を進めていただきたい。

○岡田委員長

中小企業全体を考えるには注意しなければならない視点だと思うため、今後普及を検討する際には観点として入れていただきたい

3. 決済・商流情報連携基盤のデモンストレーション

(1) 豊田・静岡プロジェクト デモ概要

※「資料 3：豊田・静岡連携プロジェクト デモ概要」に基づき、グローバルワイズ社よりデモンストレーション実施。

(2) 北海道プロジェクト デモ概要

※「資料 4：北海道プロジェクト デモ概要」に基づき、イークラフトマン社よりデモンストレーション実施。

4. 討議

(1) 普及・実証を見据えた意見等

[質疑応答/意見]

○委員 F

2点お伝えしたい。1つ目は、デモの内容について。現状、中小企業が EDI を導入する際、業種ごとに固定された EDI を使っていると認識している。そのため、業種間での調整、合意形成が取れずに普及が進んでいないという事実があると考えている。このような問題に対し、中小企業共通 EDI がどのように他の業種との EDI と連動しているのかが少し分かりづらいつと感じた。

もうひとつは事業者のメリットについて。事業者が決済・商流情報連携基盤を導入することでどのようなメリットがあるのかが分からなかったというのが率直な感想。事業者には決済・商流情報連携基盤を導入した後にどのような便利な世界になるのかという形でデモいただけると、事業者への意識付けがより高まると思った。操作性に関する説明ももちろん大事ではあると思うが、このような部分もお伝えいただけるとより良いものになると感じた。

5. 閉会

○事務局

本日はご多忙のところ、ご出席賜り誠にありがとうございました。次回につきましては、3月頃を予定しております。詳細決まり次第、開催案内をお送りいたしますので、ご出席のほどよろしく願いいたします。それまで期間が空くということもあり、お気づきの点等ございましたら是非事務局までご意見をお願いいたします。

以上をもちまして、第3回決済・商流情報連携（金融 EDI 連携）基盤整備委員会を閉会いたします。本日は誠にありがとうございました。

以上